３．試験科目
⑴　試験は、21の技術部門について行う。
⑵　試験科目は、必須科目及び選択科目により行う。
⑶　既に総合技術監理部門を除くいずれかの技術部門の第二次試験に合格している者が、総合技術監理部門を既に合格している技術部門に対応する選択科目で受験する場合は、試験科目のうち選択科目を免除する。
４．試験の日時、試験地及び試験会場
⑴　筆記試験
期日
①　総合技術監理部門の必須科目　平成25年８月３日（土）
②　総合技術監理部門を除く技術部門及び総合技術監理部門の選択科目　平成25年８月４日（日）
時間　午前９時から午後５時までの間であらかじめ受験者に通知する。
試験地及び試験会場　次のうち、受験者があらかじめ選択する試験地において行う。
北海道、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県。
なお、試験会場については、７月上旬の官報に公告するとともに、あらかじめ受験者に通知する。
⑵　口頭試験
期日　平成25年11月から平成26年１月までのあらかじめ受験者に通知する１日
時間　午前９時から午後５時30分までの間であらかじめ受験者に通知する。
試験地及び試験会場　東京都　試験会場は、あらかじめ受験者に通知する。
５．受験申込受付期間　平成25年４月10日（水）から５月８日（水）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）
受験申込書類は、公益社団法人日本技術士会宛て書留郵便（５月８日（水）までの消印のあるものは有効。）で送付するか又は同会へ持参すること。
なお、同会受験申込受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）までの午前10時から正午及び午後１時から午後５時である。
６．受験申込書類
⑴　技術士第二次試験受験申込書（６ヵ月以内に撮った半身脱帽の縦4.5cm、横3.5cmの写真１枚を貼付）
⑵　業務経歴証明書
⑶　上記１．⑵に掲げる要件に該当する者については、技術士法施行規則様式第２の２に定める監督者要件証明書及び第２の３に定める監督内容証明書を提出すること。
⑷　総合技術監理部門の選択科目の免除に該当する場合には、技術士第二次試験合格証の写し、技術士第二次試験合格証明書、技術士登録証の写し又は技術士登録証明書のうちいずれかを提出すること。
７．受験手数料　14,000円
８．試験の実施に関する事務を行う機関及び申込書類提出先　指定試験機関公益社団法人日本技術士会　〒105―0001　東京都港区虎ノ門４丁目１番20号　田中山ビル８階　電話番号　03―3459―1333
９．受験申込書の取扱い　受験申込書を請求する者は、４月１日（月）から公益社団法人日本技術士会及び同会の北海道（札幌市）、東北（仙台市）、北陸（新潟市）、中部（名古屋市）、近畿（大阪市）、中国（広島市）、四国（高松市）、九州（福岡市）の各地域本部等まで申し出ること。
なお、請求方法等の詳細については、公益社団法人日本技術士会ホームページ（ＵＲＬ http://www.engineer.or.jp/）を参照するか又は同会に直接問い合わせること。
10．受験申込書記載事項の変更　受験申込書が受理された後、当該申込書に記載されている氏名、本籍地、現住所に変更が生じたときは、その都度、氏名、受験番号を明らかにして、その旨を公益社団法人日本技術士会へ届けること。
11．合格発表　筆記試験については、平成25年10月に全受験者に合否及び成績を通知する。
また、口頭試験については、平成26年３月に試験に合格した者の氏名を技術士第二次試験合格者として官報で公告するとともに、本人宛てに合格証を送付する。
合格発表後、口頭試験受験者に成績を通知する。
12．正答の公表　筆記試験終了後速やかに択一問題の正答を公表する。

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３９号
栃木県宇都宮市新里町丁1646番地24
債務者　綱川　栄子（旧姓服部・宗像・加藤・岩沼）
１　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１号
栃木県宇都宮市西川田本町４丁目18番12号エステートハイツ101号室
債務者　室井　正人
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２号
栃木県真岡市上高間木１丁目29番地４　エリール中島Ｂ棟202号
債務者　松島　京子
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４３号
栃木県小山市大字間々田1662番地４
債務者　野沢　雅人
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８号
栃木県日光市文挟町311番地５
債務者　石川　丈志
１　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５１号
栃木県芳賀郡益子町大字大沢184番地８　大岡住宅Ａ棟、前住所栃木県芳賀郡茂木町大字天子118番地
債務者　小堀　千恵
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６号
栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目９番５号
債務者　笹崎香代子
１　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係